

署名をされる皆様へ

署名ができるのは投票資格者に限られます！

○署名をすることができるのは、投票資格者^(※1)裏面を参照に限り、投票資格者でない方は署名をすることができません。

署名が無効となる事例

- ・街頭で行われていた署名収集において署名をしたが、投票資格のない住民投票の署名収集であった。

署名は自署が原則であり、代筆には制限があります！

- 署名は、ご自身がしなければなりません。
- 他人の氏名を署名簿に記載する行為は、署名の偽造となるため、認められません。
- 代筆をするには、投票資格者が、心身の故障等（指先や腕の疾病、失明等により自署または点字による記載が困難な場合）により署名をすることができない場合でなければなりません。

署名が無効となる事例

- ・署名は自署する必要があるにも関わらず、家族の1人が家族全員分の署名をした。
- ・心身の故障等の事由がないにも関わらず、家族の1人が家族全員分の署名を代筆した。

郵便、回覧、店舗等に備え付けられた署名簿には署名できません！

- 署名収集者となるには、請求代表者又はその受任者でなければなりません。それ以外の方が収集した署名は無効となります。
- 署名は、署名収集者が、直接、収集しなければなりませんので、郵便、回覧、店舗等に備え付けられた署名簿による署名は無効となります。

署名簿は縦覧に供されます！

- 署名簿に記載した署名、住所、生年月日等は、署名収集後、投票資格者の縦覧^(※2)裏面を参照に供されます。

(※1) 住民投票の投票資格者とは？

年齢満 18 歳以上の日本国籍を有する者又は定住外国人（特別永住者・永住者）で、その者に係る宍粟市の住民票が作成された日から引き続き 3 か月以上、宍粟市の住民基本台帳に記録されている者

特別永住者：第二次世界大戦以前から日本に住み、戦後に日本国籍を離脱した後も引き続き日本に在留している台湾、朝鮮半島出身者とその子孫。

永住者：素行善良、独立の生計を営むに足る資産等の所有、原則10年以上の日本在留等の一定の要件を満たし法務大臣から許可された外国人。

(宍粟市住民投票条例第 3 条より)

(※2) 縦覧とは？

収集した署名の正当性を確認するため、投票資格者から申出があれば、署名簿の記載内容（署名年月日、住所、生年月日、氏名、代筆者情報）を確認することができる。

署名簿に記載された内容について不服がある場合は、縦覧期間内に、異議の申出の趣旨や理由等を記した文書をもって、選挙管理委員会に対し、異議の申出を行うことができる。

(宍粟市住民投票条例第 11 条及び宍粟市住民投票条例逐条解説書より)